

令和3年度「債権管理に関する財務事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
36	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 2 滞納整理課による債権回収に向けた取組 (4) 結果及び意見 【意見1】 滞納整理課が債権回収に向けた取組を実施しているが、各所管課に対しては指導助言するにとどまっている。十分な人員を確保した上で、債権管理を統括する役割を担う所管課の設置若しくは債権の法的性質に応じた専門グループへの集約又は滞納整理課による各所管課に対する直接指導などの手法を取り入れることが望ましい。</p> <p>債権管理について、滞納整理課が各所管課に対して指導助言を行っているが、基本的には債権管理は各所管課が行うこととなっている。また、各所管課の債権管理の状況をモニタリングする仕組みもない。その結果、マニュアルの活用が進んでいないケースや、債権管理条例が認知されていないケースなどが散見され、ノウハウの共有等も進んでいる状況ではなかった。これは、ひとえに、各所管課の債権管理を統括する所管課が不在であることに起因する可能性が考えられる。このような状況を改善するには、業務を担当する人員を十分確保した上で、新たに債権管理を統括する所管課を設置する、強制徴収公債権等の債権の法的性質に応じた専門グループに集約する、各所管課が行う債権管理を滞納整理課が直接指導するようにする等の手法が考えられる。債権管理を統一的に実施できる方法を検討されたい。</p>	滞納整理課 人事課	検討中	<p>新たに国保年金課に国税庁OB職員5名の人員を確保する等、各債権所管課による債権管理の強化の取組みを進めています。しかし、債権管理を統括する所管課の設置や債権の法的性質に応じた専門グループに集約という債権管理の統一的な実施という手法は、現段階において行っていません。</p> <p>債権管理の強化を図ることができる体制の構築に向け、今後の中核市における事例の調査研究を進め、最適な手法を検討します。</p> <p>(人事課より回答)</p>	令和5年4月1日現在
53	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 2 介護保険料 (2) 未収金に関する調査 ② 結果及び意見 【意見2】 年度途中で保険料が変更になった場合において、滞納する債権が見受けられる。特に保険料の増額となる事由が発生した場合においては、被保険者に対して介護保険料納付の周知徹底を図ることが望ましい。</p> <p>上記に記載のとおり、介護保険料は原則として特別徴収により徴収されることとなっており、徴収漏れが生じにくい徴収方法となっている。一方、年金が年額18万円未満の場合や65歳となって以降間もない期間（年金の天引きに対応できない期間）の場合、年度途中で保険料が変更になった場合には普通徴収となり、金融機関等で納付する、又は、口座振替等の方法により納付者自身が納付を行う必要がある。</p> <p>ここで、年度途中で保険料が変更になった場合には、特別徴収に加えて普通徴収による納付も行う必要があるが、当該変更を納付者が認知していないケースがある。また、特に所得の更正により所得が増額し、結果として保険料が増額した場合、納付者の資力不足により滞納となるケースが存在する。こういったケースにおいても滞納とならないよう、介護保険料納付に関する周知徹底、また、特に資力不足に陥らないよう納付者への啓発対策を講じることが望ましい。</p>	介護福祉課	措置済	<p>令和6年度に使用する帳票において、特に特別徴収から普通徴収へ変わる方に通知するときには、納付忘れを防ぐため注意喚起する文言を目立つように改善する等、周知を徹底していきます。</p>	令和5年4月1日現在

令和3年度「債権管理に関する財務事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
58	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 5 国民保険料 (3) 未収金に関する調査 ② 結果及び意見 【意見3】 国民健康保険税方式の導入を検討することが望ましい。</p> <p>国民健康保険法第76条第1項に「市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主から保険料を徴収しなければならない」旨が規定されており、国民健康保険料と国民健康保険税のどちらの方式にするかについては、市町村の裁量とされている。</p> <p>市においては、システムの改修や国民健康保険料の滞納期間に応じた給付水準との平衡を図る観点から、変更はメリットに比べ負担が大きくなること、また、多くの中核市で国民健康保険料方式を採用していることを考慮して国民健康保険料方式を採用していることである。</p> <p>しかしながら、国民健康保険料と国民健康保険税とでは次の点で相違が見られる。 (表省略)</p> <p>上記のように、特に滞納となった債権の回収の観点からは国民健康保険税制度の方が有利になるケースが多い。また、加入者の負担感を考慮した場合、保険料方式よりも保険税方式の方が、より納付に対する意識が高まるものと考えられる。したがって、加入者からの保険料によって運営されている国民健康保険制度運営をより安定的なものとするために、国民健康保険税制度の導入を検討することが望ましい。</p>	国保年金課	措置しない (見解の相違)	<p>国民健康保険制度は、平成30年度より都道府県が、国民健康保険制度の安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を担っています。</p> <p>奈良県は平成29年度より、「同じ世帯・所得水準であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となる県内保険料水準の統一を令和6年度の完成を目途にすすめてきており、これまで県と県内全市町村とで構成される「市町村連携会議」等において、様々な事項が議論されてきました。</p> <p>令和4年6月に開催された「市町村連携会議 事務共同化・標準化部会」で、「現在奈良県内の市町村において混在している税方式と料方式を、令和6年度以降、どちらかに統一するのか」が議題の一つに挙げられましたが、県より「金銭債権の消滅時効の取扱等に差異はあるものの、いずれの方式であっても適切な賦課、徴収等のために必要十分な期間が設けられていることに鑑みれば、現段階で各種行政コストを投じてまで、ただちに統一を図る必要はないと考える。」とされ、全市町村が同意しました。</p> <p>また、令和5年5月に県と県内12市とで開催された、「県単位化についての勉強会」におきまして、「令和6年度以降、税方式か料方式のどちらかに統一することを考えているのか」の市からの問いに対して、「国民健康保険法第76条第1項について、統一するのであれば料方式に統一していくべきであると解釈しているが、ただちに統一する考えはない」と、県から回答があったところです。</p> <p>以上のことから、税方式の導入については県の動向を注視してまいります。</p>	令和5年4月1日現在
63	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 6 後期高齢者医療保険料 (2) 未収金に関する調査 ② 結果及び意見 【意見4】 年度途中で保険料が変更になった場合において、滞納する債権が見受けられる。特に保険料の増額となる事由が発生した場合においては、被保険者に対して後期高齢者医療保険料納付の周知徹底を図ることが望ましい。</p> <p>上記に記載のとおり、後期高齢者医療保険料は原則として特別徴収により徴収されることとなっており、徴収漏れが生じにくい徴収方法となっている。一方、年金が年額18万円未満の場合や75歳となって以降間もない期間（年金の天引きに対応できない期間）の場合、年度途中で保険料が変更になった場合には普通徴収となり、金融機関等で納付する、又は口座振替等の方法により納付者自身が納付を行う必要がある。</p> <p>ここで、国民健康保険料は特別徴収による納付をしていて、後期高齢者に移行してから手続きをしておらず、納付したつもりになって滞納していたというケースがある。また、年度途中で保険料が変更になった場合には、特別徴収に加え普通徴収による納付も必要となるが、当該変更を納付者が認知していないケースがある。特に所得の更正により所得が増額し、結果として保険料が増額になるケースにおいては、資力不足により滞納となるケースが存在する。こういったケースにおいても滞納とならないよう、後期高齢者医療保険料納付に関する周知徹底、また、特に資力不足に陥らないような納付者への啓発対策を講じることが望ましい。</p>	福祉医療課	措置済	<p>後期高齢者医療制度は、75歳に到達した（一定の障害があり、後期高齢者広域連合に認められた65歳以上の者）全員が、国民健康保険制度や被用者保険制度から加入する医療保険制度です。保険料の徴収方法は、原則として特別徴収ですが、資格取得後の6か月以上と特別徴収できる基準からはずれた場合は、普通徴収となります。</p> <p>また、国民健康保険料の徴収方法を後期高齢者医療制度へそのまま引き継ぐことは、制度が異なるため対応することが困難です。</p> <p>今後については、後期高齢者の方にわかりやすい制度説明と周知を徹底していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療制度 保険者：後期高齢者医療広域連合 保険料の納付義務者：被保険者ごと（高確法第107条、108条） 	令和5年4月1日現在

令和3年度「債権管理に関する財務事務の執行について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
79	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 8 市営住宅に関する未収金 （2）未収金の回収業務 ② 結果及び意見 【意見5】 住宅使用料、市営住宅等の水道料金、家賃相当損害金の徴収事務の手續や運用方法について、明文化されたマニュアルを作成することが望ましい。</p> <p>未収金の回収業務について、市独自に業務フローを作成して管理している。業務フローは一般的な流れを時系列で示したもので分かりやすく、運営上、大きな問題は生じていない。しかし、業務フローのみだけでは市が行う業務の説明書類としては簡素であり、個々の職員が作成した業務メモはあるものの、市によって作成されたものではないため、公式に明文化されたマニュアルの作成が望まれる。イレギュラーな対応が必要となる事例や特殊な案件が発生した際の対応は、法令・条例を基に住宅課の職員の判断に委ねられているが、市としての知識・ノウハウの蓄積につながりにくいと考える。イレギュラーな対応が必要となる事例や、特殊な案件が発生した際に、職員が迅速に対応方針を導出できるよう、マニュアル策定にあたっての背景・考え方等の記述もあれば、より有用である。留意点・補足事項等も併記した明文化されたマニュアルを作成することが望まれる。</p>	住宅課	措置しない （見解の相違）	現在は奈良市営住宅家賃滞納処理要領や業務フロー等により処理を行っており、特に大きな問題は発生していませんが、指定管理者制度の導入までには必要に応じて作成していきます。	令和5年4月1日現在

令和3年度「債権管理に関する財務事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
82	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 8 市営住宅に関する未収金 （3）未収金に関する調査 ② 結果及び意見 【意見6】 実質的に回収が困難と考えられる債権が計上されている。債権管理条例を適用し、回収が困難な債権は速やかに不納欠損処理することが望ましい。</p> <p>本債権は私債権であることから、時効期間である10年（民法第166条第1項2号、旧民法第167条第1項）が経過した後には債務者が時効の援用をして初めて時効が成立して債権が消滅し不納欠損が可能となる（民法第145条）。しかし、無資力の債務者から債権を回収することは困難な場合が多く、時効期間が経過し債務者から時効の援用があるまで債権を管理することはかなりの手間やコストがかかり適切とは言えない。そこで、債権管理条例第11条5号で、時効の援用がない場合であっても、時効期間経過後には不納欠損処理できると定めている。しかし、本債権は債務者が時効を援用しなければ不納欠損処理を行っておらず、債権管理条例を定めた趣旨を活かしきれていない。時効期間が経過した債権については、債権管理条例を適用し不納欠損処理することが望まれる。</p> <p>なお、債権管理条例では時効期間の経過以外にも不納欠損処理できる要件を定めており、それらに該当する場合にも、速やかに不納欠損処理することが望まれる。</p>	住宅課	措置しない （見解の相違）	検討しましたが、債権を可能な限り回収する趣旨から、極力不納欠損処理を行わず、現状の処理方針を継続していきます。	令和5年4月1日現在
96	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 1 住宅新築資金等貸付金 （2）未収金の回収業務 ③ 結果及び意見 【意見8】 債権の回収・管理業務を共同処理している一部事務組合との情報共有が不十分であるため、連携を強化することが望ましい。</p> <p>市の住宅新築資金等貸付金は、平成17年度から一部事務組合が債権回収・管理業務を実施しており、滞納発生時の督促、相続人・連帯保証人の調査・請求も一部事務組合独自の方法により行われている。一部事務組合から構成市町村への情報共有については、一部事務組合構成市町村の所管課所属長向け会議が年1回、担当職員向け会議が年1回開催されるほか、債権の回収状況に係るデータについて年に2回資料の提供を受けている。しかし、情報共有も事後的であり、新たな滞納発生から時間が経過しているケースも見受けられた。一部事務組合での回収が不可能となった貸付金は市が引き受けて不納欠損する必要があり、奈良県からの補助があるものの市に実損が生じる。そのため、一部事務組合と積極的に連携し、一部事務組合での回収率を少しでも向上させることが望まれる。</p> <p>なお、一部事務組合は奈良県下の住宅新築資金等貸付に係る債権を保有する市町村で構成されており、構成する市町村ごとに状況が異なるため、それぞれの市町村からの要望に応えることは困難であるかもしれないが、市から出向している職員も活用し、少しでも回収率の向上を目指すことが望まれる。</p>	共生社会推進課	措置済	一部事務組合との情報共有については、現在、所管課所属長会議を年1回、担当向け職員会議を年1回行っていますが、今年度については、それに加えて事務引継研修会を年3回、財産分与会議を年3回を予定しています。これらの会議以外にも、借受人の状況について、随時情報共有を行い回収率の向上を目指す一方で、回収不能債権については、市が情報提供を積極的に行い組合との協力体制をとることで、補助対象となる債権の洗い出しを行い、補助金を最大限に活用していきます。補助金について、補助率は債権額の4分の3ですが、当初貸付時に、国費4分の1を受けているので、市の実損はありません。	令和5年4月1日現在

令和3年度「債権管理に関する財務事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
97	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 1.1 住宅新築資金等貸付金 (2) 未収金の回収業務 ③ 結果及び意見 【意見9】 債権を市から一部事務組合に移管した平成16年度から平成18年度までに滞納繰越分の調定残高差異が生じ、その原因は現在も不明である。引き続き調査することが望ましい。</p> <p>市と一部事務組合の間で滞納繰越分の調定残高について、認識の相違があった。その理由を市の職員が一部事務組合の協力を得て調査し、平成16年度△8,901円、平成17年度△496,831円、平成18年度790,409円、平成19年度以降791,254円の差異が生じていることが判明したが、現在も原因不明であり、引き続き調査することが望まれる。</p>	共生社会推進課	措置しない (対応不可能)	債権を市から一部事務組合に移管した平成16年度から平成18年度までに滞納繰越分の調定残高差異が生じ、その原因について調査を重ねてきましたが、差異の発生から20年経過しており、書類の確認ができないものもあり、これ以上の調査・対応は不可能です。	令和5年4月1日現在
97	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 1.1 住宅新築資金等貸付金 (2) 未収金の回収業務 ③ 結果及び意見 【意見10】 住宅新築資金等貸付金について遅延損害金を徴収していないが、平等性等の観点から、遅延損害金の徴収を検討することが望ましい。</p> <p>市では、住宅新築資金等貸付金の滞納者に対し遅延損害金の徴収は行っていない。市は、貸付金の元利金の優先的な回収が望まれるため遅延損害金は原則として課していないとのことであるが、地方税では一部納入の場合は延滞金に対して本税への充当が優先される（地方税法第20条の9の4第2項）ことから、元利金回収後に遅延損害金を回収すれば問題はなく、遅延損害金を徴収しない合理的な理由とはいえない。納期限までに適切に納付している者との平等性や、未納債権の早期回収の実効性も考慮すると、滞納者からの遅延損害金の徴収を検討することが望まれる。</p>	共生社会推進課	措置しない (見解の相違)	本貸付金については、地域の住環境改善を目的とした特別法による貸付金であり、奈良県下においても遅延損害金を課している市町村はありません。また、契約書に遅延損害金についてうたわれていないことから遅延損害金は原則として課していません。但し、返済能力があるにもかかわらず滞納している者については、法的措置を執り、判決にもとづき元利金に優先して遅延損害金を徴収しています。	令和5年4月1日現在

令和3年度「債権管理に関する財務事務の執行について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
103	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 1.2 針テラスに関する未収金 (3) 結果及び意見 【意見11】 債権管理条例第11条第1号の規定を法人に対しても適用できるようにする、又は、法人については別の規定を設ける等、例規等を整備することが望ましい。</p> <p>市は、本債権について、債権管理条例第11条第7号を適用して徴収停止を行い、相当期間3年（奈良市債権管理条例施行規則（平成25年奈良市規則第27号。以下「債権管理条例施行規則」という。）第6条）を経過した時点で不納欠損処理を行う予定である。これは、債務者が死亡、失踪、行方不明その他これらに準ずる事情にあり、当該債権について徴収できる見込みがないと認められるときに債権放棄ができるとする債権管理条例第11条第1号の規定は個人についてのみ適用され、法人について適用することはできないとの判断による。また、免責や強制執行等も行っておらず、同条の他の規定によっても不納欠損処理を行うことができないことも理由である。これでは、法人が破産や解散し、債権の回収が不可能であることが明らかな場合であっても、徴収停止から3年経過しなければ不納欠損処理ができないことを意味し、市の財務諸表に実在性のない債権が計上されることにつながる。したがって、債権管理条例第11条第1号を法人についても適用できるようにする、あるいは、法人について新たな規定を設けるなど、例規等を整備することが望ましい。</p>	観光戦略課 滞納整理課	措置済	<p>「意見11」の趣旨に鑑み、法人についても債権管理条例第11条第1号を適用させるべく、平成25年1月22日付けで作成した「奈良市債権管理条例の解説について」を一部改定し、庁内周知する手続を進めます。</p> <p>(滞納整理課より回答)</p>	令和5年4月1日現在
122	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 1.6 破碎スクラップ・アルミスクラップ売却処分収入 (2) 入札事務 ② 結果及び意見 【意見12】 指名競争入札の実施に当たり、財務状況が良好でない事業者を排除する仕組みがないため、財務状況を事前に評価する仕組みを導入することが望ましい。</p> <p>市が定めている指名競争入札の入札条件のうち、財務状況に関する要件は、過去の契約に係る代金の滞納がないことのみとなっている。これでは、滞納がすでに発生した事業者のみしか入札から排除できず、滞納の発生を事前に防ぐ仕組みとしては不十分と言わざるを得ない。財務状況が良好でない事業者を事前に評価する仕組みを導入することが望ましい。</p> <p>具体的には、入札条件に決算書の提出及び債務超過の有無等の財務安全性の指標を導入する、決算書が入手できない個人事業主の場合は所得税や社会保険料の滞納の有無を確認するなどが考えられる。</p>	環境清美工場	措置しない (見解の相違)	<p>奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領に基づき、「1 入札に参加する者に必要な資格」として財務諸表の写し（直近2年度分）や納税証明書（写し可）等により審査を実施することで入札参加資格を付与しています。このことから、入札参加資格を審査する上で、一定の財務状況の把握ができています。</p> <p>また、入札参加資格を有する者を指名していることから、入札事務は適正に実施されていると考えます。</p>	令和5年4月1日現在

令和3年度「債権管理に関する財務事務の執行について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
136	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 20 農業経営構造対策事業費補助金返還金 (2) 不納欠損処理 ② 結果及び意見 【意見15】 債務者である株式会社の破産手続の異時廃止決定から徴収停止の手続開始まで相当期間が経過しており、市の代理人との間で適時・適切に情報交換を行うことが望ましい。</p> <p>針テラスの所管課である観光戦略課が、株式会社Xの破産申し立て及び施設の帰属をめぐる裁判等に関連し、市の代理人と常に連絡を取り合っていたものの、令和2年12月の株式会社Xの破産手続の異時廃止決定に関する情報は伝達されていなかった。市が当該情報を把握したのは、観光戦略課の担当職員が変更となり、代理人に問い合わせた翌年度の令和3年6月である。それ以降に滞納整理課と協議を行い徴収停止の手続を取ったため、徴収停止の手続開始が令和3年8月にずれ込んでいる。</p> <p>もし、破産手続の異時廃止決定について即座に情報伝達できていれば、令和2年度中に徴収停止の手続が完了した可能性もある。代理人との間で、適時・適切に情報交換を行うことが望ましい。</p>	農政課	措置しない (措置対象の 不存在)	株式会社X及び針テラス関連の裁判は終結しているため、今後、本件に関して代理人と調整することはありません。しかし、代理人との連絡不足により手続が遅れる事態となったことを受け、万一同様の案件が発生した場合は関係各所との情報交換を密に行うよう、異時廃止決定を把握した令和3年6月時点以降、折に触れて認識を共有しました。	令和5年4月1日現在
136	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 20 農業経営構造対策事業費補助金返還金 (2) 不納欠損処理 ② 結果及び意見 【意見16】 債権管理条例第11条第1号の規定を法人に対しても適用できるようにする、又は、法人については別の規定を設ける等、例規等を整備することが望ましい。</p> <p>市は、本債権について、債権管理条例第11条第7号の規定により徴収停止を行い、相当の期間である3年（債権管理条例施行規則第6条）を経過した時点で不納欠損処理を行う予定である。これは、債務者が死亡、失踪、行方不明その他これらに準ずる事情にあり、当該債権について徴収できる見込みがないと認められるときに債権放棄ができるとする債権管理条例第7条第1号の規定は個人についてのみ適用され、法人について適用することはできないとの判断による。また、免責や強制執行等も行っておらず、同条の他の規定によっても不納欠損処理を行うことができないことも理由である。これでは、法人が破産や解散し、債権の回収が不可能であることが明らかな場合であっても、徴収停止から3年経過しなければ不納欠損処理ができないことを意味し、市の財務諸表に実在性のない債権が計上されることにつながる。したがって、債権管理条例第11条第1号を法人についても適用できるようにする、あるいは、法人について新たな規定を設けるなど、例規等を整備することが望ましい。</p>	農政課 滞納整理課	措置済	「意見16」の趣旨に鑑み、法人についても債権管理条例第11条第1号を適用させるべく、平成25年1月22日付けで作成した「奈良市債権管理条例の解説について」を一部改定し、庁内周知する手続を進めます。 (滞納整理課より回答)	令和5年4月1日現在